

東京都杉並児童相談所 児童相談所支援事務職員（会計年度任用職員）
採用選考実施要項

1 職名及び採用予定者数

児童相談所支援事務職員 1名

2 勤務予定場所

杉並児童相談所（杉並区南荻窪四丁目23番6号）

3 職務内容

- (1) 相談受理会議及び援助方針会議の運営並びに結果の処理に関する業務
- (2) 児童養護施設等への措置に関する業務
- (3) 一時保護所入退所に関する業務
- (4) 関係機関との連絡調整業務
- (5) 児童記録票及び関係書類の整理保管
- (6) 児童相談所業務統計
- (7) その他上記(1)から(6)までに付随する業務

※ 相談・助言・指導・心理判定等の業務は、児童福祉司や児童心理司が行います。

4 選考申込資格 ※(1)から(3)までの全てに該当する者

- (1) 児童養護及び児童の健全育成に対する見識があり、児童福祉の促進に熱意のある者
- (2) 電話等による問合せ等に対し、適切に対応できること
- (3) 事務処理（Excel、Word等のパソコン操作を含む）について、一定程度の能力を有する者
- (4) 災害が発生した場合に災害対応の職務に従事できる者

5 任用期間

令和8年2月1日から令和8年3月31日まで

※ 任用後原則1月は条件付採用期間です。条件付採用期間中の勤務実績が良好であった場合、正式採用となります。

※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、通算して連続4回まで公募によらずに再度任用される可能性があります。

なお、期間を定めた任用であり、令和8年4月1日以降の任用を保障するものではありません。

6 勤務日数・勤務時間

(1) 勤務日数

月16日

※ 所定の会議がある日（水曜日）は原則出勤日となります。

(2) 勤務時間

1日7時間45分

午前9時から午後5時45分まで又は午前8時30分から午後5時15分まで

※ 業務の必要上やむを得ない場合、所定勤務時間を超える勤務を命じることがあります。

7 報酬

月額201,600円

通勤手当相当額を別途支給（上限55,000円/月）

※ 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給

8 休暇等

(1) 有給

年次有給休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇

(2) 無給

育児時間、子どもの看護等休暇、生理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、育児休業、部分休業、妊娠症状対応休暇

※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与

9 社会保険

共済組合、厚生年金保険、雇用保険を適用

※ 一定の要件を満たす場合

10 選考方法

(1) 第一次選考

選考申込の際に提出する履歴書及び作文による書類審査

(2) 第二次選考

第一次選考合格者に対して行う人物及び職務遂行に必要な知識等についての個別面接

11 第一次選考

(1) 提出書類

提出書類は返却しませんのであらかじめ御了承ください。

ア 会計年度任用職員申込書（別紙1）

※ 正面顔写真を貼付してください。

※ 希望する勤務場所を「志望動機」欄に記載してください。

イ 作文

採用選考課題（別紙2）に回答

ウ 返信用封筒（長形3号サイズ）

320円分切手を貼付し宛先を記入してください。

第一次選考の結果通知の際に使用します。

（2）応募期限

令和7年12月17日（水曜日）

期限までに以下の提出先に郵送（当日必着）又は午前9時から午後5時までに持参してください。

〒167-0052

東京都杉並区南荻窪4-23-6

東京都杉並児童相談所 管理担当

※封筒に赤字で「児童相談所支援事務職員申込」と明記してください。

12 第二次選考日及び選考会場

(1) 選考日

令和7年12月下旬

(2) 選考会場

東京都杉並児童相談所（杉並区南荻窪四丁目23番6号）

※集合時間及び選考会場の詳細については、第一次選考合格者に対し別途通知します。

1 3 選考結果の決定予定日及び通知

合否にかかわらず、応募者全員に郵送で通知します。

1 4 問合せ先

東京都杉並児童相談所管理担当 石井、清本

電話 03-5370-6001

※ 児童相談所に勤務する他の会計年度任用職員の公募もしている場合、「選考申込資格」を満たしている場合は併願可能です。

併願する場合は、併願職種の申込書及び課題作文は別途作成してください。

会計年度任用職員申込書の「東京都における他の職の申込及び在職状況」に併願する職名、「志望動機」欄に希望順位を記載してください。